

1 者応札・1 者応募に係る改善策について

平成 21 年 7 月 30 日
独立行政法人産業技術総合研究所

産業技術総合研究所（以下「当所」という。）では、随意契約見直し計画で定めたとおり、国民の目線に立って、真にやむを得ない随意契約以外は一般競争に移行することを基本とし、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについても、一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところである。他方で、一般競争入札等の競争性のある事業であっても 1 者応札・1 者応募となり、実質的な競争原理が必ずしも働いていないものが見受けられる。

そのため、こうした事態を解消し、実質的な競争性を確保するため、以下の取り組みを行うこととする。

1. 1 者応札・応募の要因

- (1) 事業者が提案を行うために必要な期間を確保できていなかった。
- (2) 応札可能者への確かな入札情報が届いていなかった。
- (3) 要求仕様等が特殊な性能を持つ研究機器や専門的な知識を要する特殊なシステム開発等であったため、事業を実施し得る者が限られた。
- (4) 納期や準備期間が十分に確保できていなかったため、複数者による応札の障害となった。

2. 改善策

(1) 適切な公告期間の設定

事業者が余裕をもって計画的に提案を行えるよう、事業内容に応じて適切な公告期間を設けるとともに、可能な限り説明会を実施し、説明会から提案締め切りまでの期間を十分に確保する。具体的には以下を基本とする。

	公告～説明会	説明会～提案締切り
イ) 研究開発等	10 日間	20 日間
ロ) その他の高度な技術・知識・設備等が必要な事業（例、調査、広報等）	7 日間 （必要に応じ説明会を実施）	15 日間
ハ) イ及びロ以外の事業（例、印刷、物品購入等）	7 日間 （必要に応じ説明会を実施）	7 日間

(2) 適切な調達情報の提供

適切な入札件名により公告するとともに、仕様概要及び入札に必要な資料の提出期限等のスケジュールを新たに記載する。また、公告については、当所のホームページ、掲示板、官報等により行っているが、当所のホームページに掲載した調達情報の閲覧が様々なウェブサイトで可能となるよう、他の機関のホームページにリンクを依頼し、より広範囲にわたる情報提供の場を確保する。

(3) 適切な仕様書の作成

事業者が提案をするに当たって必要となる情報を適切に盛り込んだ仕様書・公募要領となるよう、以下の取り組みを行う。

高度に専門的な事業については、事業内容に応じて、事業の目的、成果の用途、調査対象者等の基本情報を具体的に記載する一方で、事業の実施方法等、事業者の提案を受けることでより良い事業の実施が可能となる事項については、抽象的な記載とし、可能な限り、関連情報を提供する公募説明会を開催する。

仕様書作成にあたっては、業務遂行上、必要最低限の機能や条件を提示することにより、複数者による競争性の確保に努める。

(4) 適切な事業期間の設定

人員の配置が困難であったり、キャッシュフローの余力のない、比較的規模の小さい事業者も競争に参加できるよう、以下の取り組みを行う。

開札日から役務等の履行開始日までの期間について、契約の対象となる業務の内容に応じて、事業者が必要な準備を行えるよう、十分な期間を確保するよう努める。

一つの契約で、相乗効果の期待できない複数の事業を実施しているものについて、これらの事業を分割し、複数の契約とする。

(5) その他

以上のほか、入札辞退理由等を活用し、引き続き、実質的な競争性を阻害している要因の把握・分析を行い、当該要因の改善策について検討を行う。